

屋外広告物許可申請手数料は、倉吉市屋外広告物条例(平成 19 年倉吉市条例第 15 号)第 5 条、第 7 条第 3 項及び第 9 条第 1 項の規定に基づく屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可及び変更の許可申請における手数料です。

区分		手数料		
		単位	金額	
			照明なし	照明あり
はり紙		100 枚につき	400 円	—
幕広告		1 個につき	700 円	1,400 円
気球広告		1 個につき	1,450 円	2,900 円
その他の広告物又は広告板、掲示板その他これらに類する物件	表示面積が 1 m ² 未満	1 個につき	350 円	700 円
	表示面積が 1 m ² 以上 3 m ² 未満	1 個につき	700 円	1,400 円
	表示面積が 3 m ² 以上 5 m ² 未満	1 個につき	1,200 円	2,400 円
	表示面積が 5 m ² 以上 10 m ² 未満	1 個につき	1,550 円	3,100 円
	表示面積が 10 m ² 以上 20 m ² 未満	1 個につき	2,600 円	5,200 円
	表示面積が 20 m ² 以上	1 個につき	2,600 円に 20 m ² を超える 10 m ² までごとに、1,500 円を加算した金額。ただし、最高額を 35,000 円とする。	5,200 円に 20 m ² を超える 10 m ² までごとに、3,000 円を加算した金額。ただし、最高額を 70,000 円とする。

備考

- 1 表示面積とは、広告物を表示する部分の面積をいうものとする。
- 2 はり紙の枚数が 100 枚未満であるとき、又はその枚数に 100 枚未満の端数があるときは、100 枚として計算するものとする。
- 3 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定により届出をした団体がはり紙、又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、手数料を徴収しない。